

PRTRの届出

～電子届出のご案内～



PRTRの届出は、物質番号 物質名や業種番号 業種名を調べて記入したり、都道府県に出向いたりするので面倒だよ。
(事業者Aさん)

そこで!



PRTRの届出が簡単 確実にできる「電子届出」をボク
届出電子君(とどけでんしくん)がご紹介します!

24時間
受付OK!

届出書
らくらく作成

利用料
無料

パソコン等の機器・インターネット接続料金は届出者の負担となります。

～電子届出の流れ～

1. 準備

事前届出(書面)

都道府県等に提出

ユーザID・パスワード等の受領

都道府県等から郵送

2. 届出

電子届出システムにログイン

届出書の作成

入力補助機能・
入力ミスチェック機能
付き

届出

3. 照会 届出内容に疑義がなければありません。

都道府県等からの届出内容の照会

照会に対する処理(回答、修正、破棄)

メールでお知らせ
システムで確認・
回答

1. 準備編

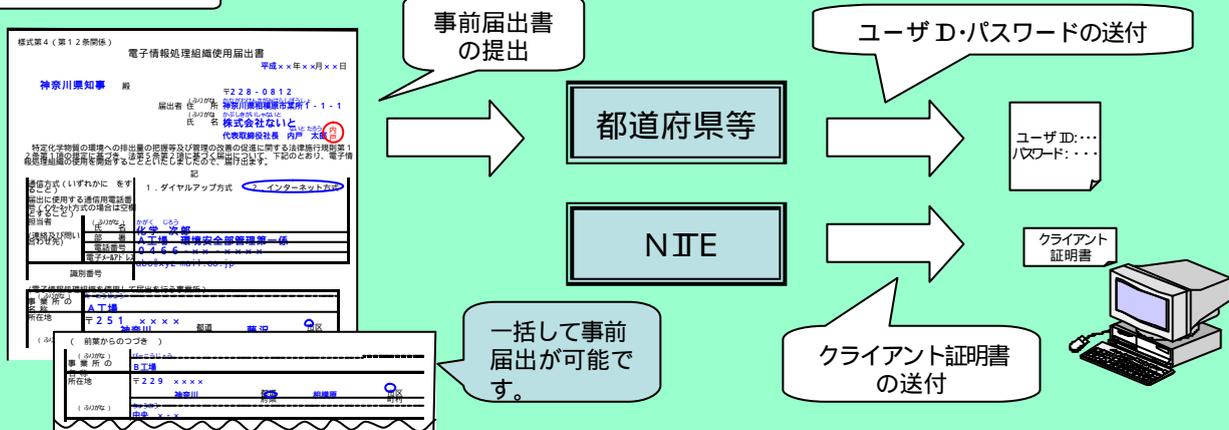


- Q(Aさん) . 私の会社のA工場、B工場についてP R T Rの電子届出を行うにはどうすればいいの？
- A(電子君) . **インターネットに接続できるパソコン 1**を用意して独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE)のホームページにある**電子届出システム 2**にアクセスしてください。でも利用するにはまず**ユーザID・パスワード**が必要です。
- Q(Aさん) . ユーザID・パスワードはどうやって入手するの？
- A(電子君) . **事前届出**を行う必要があります。事前届出は、**電子情報処理組織使用届出書 3**をA工場、B工場の所在する都道府県等 4ごとに提出することをいいます。事前届出を行えば、後日都道府県等がユーザID・パスワード郵送してくれます。でもそれだけでは不特定多数の人が利用するインターネット上では危険なのでユーザID・パスワード以外にAさんのパソコンを特定するものが必要になります。
- Q(Aさん) . それはどういうものなの？
- A(電子君) . **クライアント証明書 5**というものです。都道府県等からの連絡を受けたNITEから電子メールで送られてくるのでInternet Explorer等のブラウザに登録します。これがあれば届出内容を暗号化して通信できるようになるので、なりすましやデータの漏えい・改ざん防止に役立ちます。

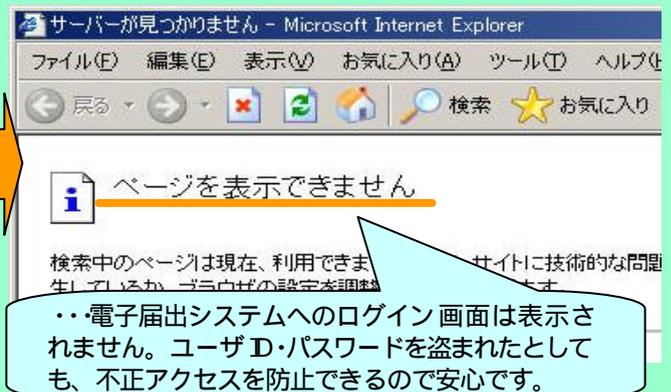
- 1 WindowsOS及びInternet Explorer等のブラウザが入っている必要があります。一般の電話回線を使用して電子届出を行う方式(ダイヤルアップ方式)にも対応しています。
- 2 <http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/dtp.html> (NITE)
- 3 事前届出の受付期間は3月1日から6月20日です。事前届出は初年度のみ行えば、ユーザID等はそのまま毎年度利用し、P R T Rの届出が行えます。
様式の入手先 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html (経済産業省)
- 4 事業所が都道府県から事務委任されている政令指定都市等に所在する場合はその政令指定都市等に提出します。また、**山口県に所在する事業所**の電子届出を行う場合は、**山口県の電子届出システム**をご利用ください。詳細は直接山口県のP R T R担当窓口までお問い合わせください。
- 5 証明書は無料で配布しますので、商業登記に基づく電子証明書の取得(有料)などは不要です。



事前届出の流れ



クライアント証明書とは？



2. PRTR届出編



- Q(Aさん) ユーザID・パスワードをもらったクライアント証明書も登録したので早速届出しよう！
- A(電子君) 電子届出システムにログイン後の届出書作成画面では、事前届出の内容が反映されているので**届出者や事業者・事業所の情報は入力する必要はないんですよ！**
- Q(Aさん) それは便利だね！まずはA工場を選んで…ほんとだ！他にも日付、提出先、届出先、業種、物質は選択するだけだし、**入力は従業員数、排出量等だけ**でいいんだね。最後に届出ボタンをクリック・・・
- あれ？届出先の大臣が異なる可能性があります」と警告が表示されたけど。
- A(電子君) **入力間違いを防ぐ仕組み**が働いているんです。届出先の大臣が合ってるかどうか再度確認して間違いであれば訂正してください。この仕組みによって、排出量の数値が考えられないほど大きい場合などにも確認メッセージが表示されることがあります。特に問題がなければそのまま処理を継続してください。
- Q(Aさん) 届出完了メッセージが表示されたよ。
- A(電子君) これでA工場の届出は完了です。B工場も同様に届出を行ってください。



排出量等届出処理画面

事業所名	届出先自治体名	届出先大臣名	整理番号	行状況	届出年月日	変更年月日
A工場	神奈川県					
B工場	神奈川県					

届出可能な事業所が一覧表示されます。届出を行う場合は、届出を行いたい事業所の届出ボタンをクリックします。

届出書作成画面

届出日	2005年01月19日
届出先	経済産業大臣 殿 [必須]
提出先	神奈川県知事 殿 [必須]
-届出者-	
(ふりがな)	ほしよ
住所	〒228-0812 住所検索 某所1-1-1
(ふりがな)	かぶしがりやなひと
氏名(法人にあっては名称)	株式会社なひと
(ふりがな)	たいひょうとりしまりやく
氏名(法人にあっては代表者の役職)	代表取締役
(ふりがな)	なひと たろう
氏名(法人にあっては代表者の氏名)	内戸 太郎

様式/別紙ともに選択方式を多数採用しています。

届出書の別紙に必要な事項を入力し、問題がなければ届出ボタンをクリックして終了です。

確認画面

様式 第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書	
届出日	2005年01月19日
届出先	経済産業大臣 殿
提出先	神奈川県知事 殿
-届出者-	
(ふりがな)	かぶしがりやなひと さかみほしよ ほしよ
住所	〒228-0812 神奈川県 相模原市 某所1-1-1
(ふりがな)	かぶしがりやなひと
氏名(法人にあっては名称)	株式会社なひと
(ふりがな)	たいひょうとりしまりやく
氏名(法人にあっては代表者の役職)	代表取締役
(ふりがな)	なひと たろう
氏名(法人にあっては代表者の氏名)	内戸 太郎

ほとんどの項目に、既に登録されたデータが自動的に反映されるので入力する手間が省けます。

届出が完了すると、都道府県等の受付確認が表示されます。

受付確認画面

2006年01月20日 神奈川県知事

株式会社なひと 御中

2005年01月19日 付けで提出されました A工場 に係る届出につきましては、次の整理番号にて受け付けました。

整理番号	事業所名	届出先
E0314000-00001-00	A工場	神奈川県知事

3.照会編 届出内容に疑義がなければありません



- Q(Aさん) . 提出先の都道府県等から電子メールが来たよ。
 A(電子君) . P R T Rの届出内容についての照会なので電子届出システムにログインして確認してみてください。
 Q(Aさん) . えーと、「昨年度よりも排出量が増えていますますが問題ありませんか？」だって。
 A(電子君) . 入力ミス等であれば届出内容を修正してください。問題がなければその理由を入力してください。どちらにしても電子届出システム上で処理ができるので電話やF A Xでのやりとりは不要です。
 Q(Aさん) . では特に問題がないので「生産量が増えたため」とコメントを入力しておくよ。
 A(電子君) . 照会元の都道府県等の担当者が補正内容やコメントを確認すれば照会の結果が確定します。



排出量等届出処理画面

事業所名 ↑ ↓	提出先 自治体名 ↑ ↓	届出先 大臣名 ↑ ↓	整理 番号 ↑ ↓	付 状況 ↑ ↓	照会 年月日 ↑ ↓	変更 年月日 ↑ ↓	
A工場	神奈川県	経済産業 大臣	E0314000 00001-00	知事	2005.01.20		届出 ダウンロード
B工場	神奈川県						届出 ダウンロード

該当する事業所(届出)の背景色が変わります。照会年月日の日付をクリックして照会内容を確認します。

4.番外編 より便利になった電子届出について

- Q(Aさん) . その他に電子届出システムを使うと何かメリットはあるの？
 A(電子君) . これまでのようなシステム(プログラム)をダウンロードして行う形式ではないので、インターネットに接続するだけで画面が表示されP R T Rの届出処理ができます。
 Q(Aさん) . それならホームページを見る感覚で操作できるから、パソコンが苦手な人でも簡単だね。
 A(電子君) . 昨年のP R T Rの届出内容を確認したり、今年のP R T Rの届出内容との比較も容易にできるんですよ。P R T Rの届出内容をファイル出力したり印刷する機能も充実しています。
 Q(Aさん) . 書類が散乱していたオフィスが電子化により管理(保管)がより便利になるね。
 A(電子君) . その他に、これまで事前届出の変更については、書面を出す必要がありましたが、電子届出システムで簡単に行えるようになりました。
 サポート体制も充実しているので、わからないことがあればN ITE(下記あて)に連絡してください。わかりやすく説明してくれますよ。

詳細については<http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/dtp.html>を参照してね！

～本パンフレットについてのお問い合わせ先～



独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE)
 化学物質管理センターリスク管理課 システム担当

TEL 03-5465-1683 (直通) E-MAIL info@prtr.nite.go.jp

